

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建築宅地課) 一

訓 令 甲

○建築物の耐震改修の促進に関する法律取扱規程の一部を改正する訓令 (建築宅地課) 五

告 示

○道路占用料規程の一部を改正する告示 (道路課) 五

規 則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成八年宮城県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同条中「第七条第四項」を「第十五条第四項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改める。

第三条第一項中「第八条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 省令第二十八条第二項の所管行政庁が定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 一般財団法人日本建築防災協会(昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。)を事務局として設置された既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に耐震判定委員会として登録されている団体(以下「判定委員会」

という。)が発行する建築物の耐震改修の計画の判定書(以下「耐震改修計画判定書」という。)の写し又はこれに代わる書類

二 その他知事が必要と認める書類

第三条第三項を削り、同条第四項中「第二条第一項から第五項まで、第七項及び第八項」を「第二十八条第一項から第七項まで、第九項及び第十項」に改め、「添える」の下に「書類及び」を加え、「A4」を「A列四番」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第一項中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に、「省令第二条第一項から第五項まで、第七項及び第八項」を「変更後の建築物に係る耐震改修計画判定書の写し又はこれに代わる書類(前条第二項第一号の書類を提出した場合に限る。）」並びに省令第二十八条第一項から第七項まで、第九項及び第十項」に改める。

第五条中「認定事業者は、認定建築物」を「法第十七条第三項に規定する計画の認定を受けた事業者は、計画認定建築物」に改める。

第五条の次に次の四条を加える。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書)

第六条 省令第三十三条第一項の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 省令第三十三条第一項第一号に掲げる図書を添付する場合にあっては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七條第五項、第七條の二第五項又は第十八條第十六項の検査済証(以下「検査済証」という。)の写し又はこれに代わる書類

二 省令第三十三条第一項第二号に掲げる図書を添付する場合にあっては、同項の表に掲げる書類

三 建築物現況調査報告書(様式第四号)

四 建築基準法第十二條第一項の規定による報告を要する建築物にあっては、法第二十二條第一項の認定を申請しようとする日前の直前に知事に提出した当該報告に係る報告書(以下「定期報告書」という。)の副本の写し又はこれに代わる書類

五 その他知事が必要と認める書類

2 省令第三十三条第二項第二号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 検査済証の写し又はこれに代わる書類

二 次のいずれかに掲げる書類

イ 判定委員会が発行する耐震診断に係る判定書(以下「耐震診断判定書」という。)の写し

ロ 耐震改修計画判定書の写し及び耐震改修工事施工報告書(様式第五号)

ハ イ又はロに代わる書類

三 省令第三十三条第一項の表に掲げる書類

四 建築物現況調査報告書（様式第四号）
 五 建築基準法第十二条第一項の規定による報告を要する建築物にあつては、定期報告書の副本の写し又はこれに代わる書類

六 その他知事が必要と認める書類

3 省令第三十三条第二項第二号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 省令第三十三条第一項の表に掲げる書類

二 建築物現況調査報告書（様式第四号）

三 建築基準法第十二条第一項の規定による報告を要する建築物にあつては、定期報告書の副本の写し又はこれに代わる書類

四 その他知事が必要と認める書類

4 前三項及び省令第三十三条の規定により申請書に添える書類及び図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

（基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告）

第七条 法第二十四条第一項に規定する報告は、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第六号）により行うものとする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書）

第八条 省令第三十七条第一項第三号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 耐震診断判定書の写し又はこれに代わる書類

二 その他知事が必要と認める書類

（要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告）

第九条 法第二十七条第四項に規定する報告は、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第七号）により行うものとする。

様式第一号中「特定建築物の」を「特定既存耐震不適格建築物の」に、

「特定建築物の所有者」住所又は主たる事務所所在地名称氏名又は電話番号
 「特定既存耐震不適格建築物の所有者」住所又は主たる事務所所在地名称氏名又は電話番号
 〔「第7条第4項」を「第15条第4項」に、

「建築物の所在地」を

「敷地の地名地番

」に、

「建築物の地震」耐震関係規定又は法第4条第2項第3号に掲げる事項への適合状況

| | | | |
|-----------------|-------------------|-----------|---|
| に対する要 安全性の概要 | 屋根ふき材等 及び設備の状況 | 建築物の敷地の状況 | を |
|-----------------|-------------------|-----------|---|

「建築物の技術指針事項への適合状況」を
 〔「耐震関係規定又は法第4条第2項第3号に掲げる事項に対する」を「技術指針事項への」に、〔第2条各項目〕を「第28条各項目」に改める。〕

〔「認定建築物の位置」を「計画認定建築物の地名地番」に改める。〕

〔「計画認定建築物の地名地番」を「認定建築物の位置」に改める。〕

様式第三号の次に次の四様式を加える。

〔「計画認定建築物の地名地番」に改める。〕

様式第4号 (第6条関係)

建築物現況調査報告書

| | |
|--|---|
| 宮城県知事 殿 | 年 月 日 |
| 建築物の住所又は主たる事務所所在地 氏名又は名称 電話番号 | 印 |
| 下記の建築物について、現況調査を行った結果、建築物の地震に対する安全性について確認したので、下記のとおり報告します。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。 | |
| 調査者の資格、住所又は主たる住所及び氏名又は名称 | 級建築士 登録第 号 |
| 建築物の名称 | |
| 建築物の敷地の地名地番 | |
| 確認済証の交付年月日番号 | 年 月 日 第 号 |
| 検査済証の交付年月日番号 | 年 月 日 第 号 |
| 直近の検査済証の交付以後の建築物の増改築の履歴 | <input type="checkbox"/> 増改築等の履歴なし <input type="checkbox"/> 増改築等の履歴あり [増改築等の状況及び建築物の地震に対する安全性に係る基準への適合状況] |
| 建築物の劣化状況の有無 | <input type="checkbox"/> 著しい劣化なし <input type="checkbox"/> 著しい劣化あり [劣化の状況及び改善状況] |

※添付図書

- 1 調査者である建築士の建築士免許証の写し
- 2 付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図

様式第5号 (第6条関係)

耐震改修工事施工報告書

| | |
|--|------------------|
| 宮城県知事 殿 | 年 月 日 |
| 建築物の住所又は主たる事務所所在地 氏名又は名称 電話番号 | 印 |
| 下記の建築物について、耐震改修工事を行った結果、耐震関係規定又は法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合することを確認したので、下記のとおり報告します。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。 | |
| 調査者の資格、住所又は主たる住所及び氏名又は名称 | 級建築士 登録第 号 |
| 建築物の名称 | |
| 建築物の敷地の地名地番 | |
| 耐震改修計画の策定者の資格、住所及び氏名又は主たる住所及び氏名 | 級建築士 登録第 号 |
| 第三者機関が計画を判定した建築物にあっては第三者機関の名称及び判定年月日及び番号 | 第三者機関名 年 月 日 第 号 |
| 工事監理者の住所、名称、住所及び氏名 | 級建築士 登録第 号 |
| 工事実施者の住所、名称、住所及び氏名 | |
| 耐震改修工事の概要 | |

※添付図書

- 1 調査者である建築士の建築士免許証の写し
- 2 付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図

様式第6号 (第7条関係)

基準適合認定建築物の安全性に関する報告書

| | | |
|--|-----------|-------------------------------------|
| 宮城県知事 殿 | 年 月 日 | |
| 基準適合認定 住所又は主たる事務所の所在地 | 年 月 日付け | |
| 建築物の所有者 氏名又は名称 | 年 月 日付け | |
| 電話番号 | 年 月 日付け | |
| 印 | 年 月 日付け | |
| 建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第1項の規定により 年 月 日付け 第 号で知事から報告の求めのあった次の基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する事項は、次のとおりです。 | | |
| 法第22条第2項の認定年月日番号 | 年 月 日 第 号 | |
| 建築物の名称 | | |
| 建築物の敷地の番地番 | | |
| 建築物の用途 | | |
| 建築物概要 | 構造 | 階/地上 階 |
| | 階数 | 階/地上 階 |
| 面積 | 建築面積 | m ² /延べ面積 m ² |
| 法第22条第2項に掲げる事項の適合状況 | | |

※添付図書

- 1 法第22条第2項に掲げる事項に対する適合状況を明らかにした図書
- 2 付近見取図, 配置図, 各階平面図, 基礎伏図, 各階床伏図, 小屋伏図及び構造詳細図

様式第7号 (第9条関係)

要耐震改修認定建築物の安全性に関する報告書

| | | |
|---|-----------------------|-------------------------------------|
| 宮城県知事 殿 | 年 月 日 | |
| 要耐震改修 住所又は主たる事務所の所在地 | 年 月 日付け | |
| 認定建築物の区分所有者 氏名又は名称 | 年 月 日付け | |
| 電話番号 | 年 月 日付け | |
| 印 | 年 月 日付け | |
| 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第4項の規定により 年 月 日付け 第 号で知事から報告の求めのあった次の要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する事項は、次のとおりです。 | | |
| 法第25条第2項の認定年月日番号 | 年 月 日 第 号 | |
| 建築物の名称 | | |
| 建築物の敷地の番地番 | | |
| 建築物の用途 | | |
| 建築物概要 | 構造 | 階/地上 階 |
| | 階数 | 階/地上 階 |
| 面積 | 建築面積 | m ² /延べ面積 m ² |
| 耐震改修計画の状況 | 済・設計中・未了(着手予定: 年 月 日) | |
| 耐震改修工事の予定 | 着手予定: 年 月 日 | |
| 耐震改修の概要 | 耐震改修の内容 | |
| | 耐震改修をしたことによる地震に対する安全性 | |

※添付図書

- 1 法第25条第2項に掲げる事項に対する適合状況を明らかにした図書
- 2 付近見取図, 配置図, 各階平面図, 基礎伏図, 各階床伏図, 小屋伏図及び構造詳細図

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十二号

建築物の耐震改修の促進に関する法律取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建築物の耐震改修の促進に関する法律取扱規程の一部を改正する訓令

建築物の耐震改修の促進に関する法律取扱規程（平成八年宮城県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三条中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「第8条第3項」を「第17条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百十二号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の八第一項」に改め、同条第二号中「道路法

（昭和二十七年法律第八十号）第三十五条に規定する事業（道路法施行令第十八条に規定する事業を除く。）又は「を削り、同条第八号中「公共的団体」を「公共的団体等」に、「第二条第一項第八号」

を「第二条第一項第十号」に改め、「除く」の下に「。以下「電気事業者」という」を加え、同条中

第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第

十四号中「公共的団体」を「公共的団体等」に改め、同条第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十八号中「灰皿」を削り、同条第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十四号中「社団法人宮城県林業公社

（を「一般社団法人宮城県林業公社（に、「社団法人宮城県農業公社」を「公益社団法人みやぎ農業振興公社」に、「財団法人宮城県フェリー埠頭公社（を「公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社（に、「財団法人宮城県環境事業公社」を「公益財団法人宮城県環境公社」に、「財団法人宮城県

下水道公社（を「一般財団法人宮城県下水道公社（に改め、同条第二十三号とし、同条中第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第三十二号とし、第二十五号の次に次の六号を加える。

二十六 架空の各戸引込線（第八号及び第十四号に掲げるものを除く。）のうち次のいずれにも該当するもの

イ 道路内にその本線があること。

ロ 占用の許可を受け、又は受けようとしている本線の占有者と当該架空の各戸引込線の管理者が同一であること。

ハ 道路の路面の中央部を横断しないものであること。

ニ 事実上本線を延伸していると認められるものでないこと。

ニ 地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く。）

二十八 パーソナル・ハンデフォン・システム無線基地局その他これに類する小型の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線

二十九 WLL方式の導入に伴う無線装置（蓄電池箱を除く。）に附帯するアンテナ、配管及び配線

三十 占用物件たる管路に収容する電線（電気事業者又は認定電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）が設けるもの又は電気事業者等が当該管路を所有する他の電気事業者等と共有するものに限る。）又は占用物件たる管路に収容された電線の一部を譲渡された場合若しくは長期

的かつ安定的な使用权を設定することにより提供された場合における当該一部の電線（電気事業者が使用するものに限る。）であつて平成十一年四月一日以降に占用の許可を受けたもの

三十一 景観法（平成十六年法律第十号）第四十八条に規定する景観重要道路の敷地内の現に存する占用物件（同法第八条第一項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）に定められた同条第二項第四号ハ(1)に掲げる基準の施行の日の属する年度の末日までの占用料が納付されて

いるものに限る。)のうち当該基準に適合するように当該年度中に新規の占用の許可の申請が行われたもの(当該年度中の占用に係るものに限る。)

第三条第一項第四号中「へい」を「塀」に改め、同項に次の八号を加える。

十一 道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設する場合に、占用許可を受けて設置する電線類(地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器を含む。) 条例に定める占用料の九分の八に相当する金額を減じた金額

十二 既存の架空線がない道路において、道路の占用を行う際に当初から地中に設ける電線類(地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器を含む。) 条例に定める占用料の九分の八に相当する金額を減じた金額

十三 占用物件たる管路に収容する電線の芯線(電気事業者等が設けるもの又は電気事業者等が当該管路を所有する他の電気事業者等と共有するものに限る。)又は占用物件たる管路に収容された電線の芯線の一部を譲渡された場合における当該一部の電線の芯線(電気事業者が使用するものに限る。)であつて平成十一年四月一日前に占用の許可を受けたもの 条例に定める占用料の三分の二に相当する金額を減じた金額

十四 一般社団法人又は一般財団法人が設ける有線テレビの架空の道路縦断線 条例に定める占用料の二分の一に相当する金額を減じた金額

十五 公安委員会が設置する交通信号灯を無償で添加している電柱又は電話柱(電気事業者又は認定電気通信事業者が設置するものに限る。) 条例に定める占用料の二分の一に相当する金額を減じた金額

十六 地下街のく体内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等 条例に定める占用料の二分の一に相当する金額を減じた金額

十七 道路法施行令第七条第二号に掲げる太陽光発電設備若しくは風力発電設備又は都市再生特別措置法施行令(平成十四年法律第九十号)第十五条各号に掲げるもの(これらの占用物件の設置に合わせて当該占用に係る区域以外の区域の除草、清掃その他の道路の維持管理への協力が行われる場合のものに限る。) 条例に定める占用料の十分の九に相当する金額を減じた金額

十八 景観法第四十八条に規定する景観重要道路の敷地内の現に存する占用物件のうち同法第八条第二項第四号ハ(1)に掲げる基準に適合するように当該年度中に新規の占用の許可の申請が行われたもの(第二条第三十一号に該当するものを除き、当該申請に係る許可の期間が五年以内のものに限る。) 条例に定める占用料(当該物件が前各号に掲げる占用物件に該当する場合にあつて

は、これらの号に定める占用料)の十分の七に相当する金額を減じた金額
第四条第二項中「道路法」の下に「昭和二十七年法律第八十号」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路占用料規程は、この告示の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。